

2025年10月より、「インターネット総合取引約款」「インターネット取引取扱規程」「外国証券取引口座約款」「株式等振替決済口座管理約款」「保護預り約款」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「振替決済口座管理約款」「内部者登録制度について」を以下の新旧対照表の通り改定いたします。

インターネット総合取引約款\_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
(届出事項) 第 10 条（省略） <u>4. お客様が、本邦の国籍を有しない場合には、第 3 条の申込時にその旨をお届出いただきます。この場合、「パスポート」、「在留カード」等当社所定の書類を提出していただくことがあります。</u>	(届出事項) 第 10 条（省略） <u>(新設)</u>
(在留資格等の届出) <u>第 10 条の 2 お客様が本邦の国籍を保有せずに本邦に在住している場合には、在留資格および在留制限その他必要な事項を当社所定の方法によって当社に届出ていただくことがあります。</u>	<u>(新設)</u>
(省略)	(省略)
(届出事項の変更) 第 14 条 改名、転居、お届出印（当社が印鑑の届出を必要とするお客様のみ）、国籍、 <u>在留期間</u> の変更及び振込先の変更など届出事項に変更があったとき、 <u>在留期間を更新しないこととなった場合もしくは在留期間が満了した場合</u> は、お客様は当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ています。 (省略)	(届出事項の変更) 第 14 条 改名、転居、お届出印（当社が印鑑の届出を必要とするお客様のみ）の変更及び振込先の変更など届出事項に変更があったときは、お客様は当社所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出ています。 (省略)
<u>10. 当社は、お客様から第 1 項の届出事項もしくはその変更についてお届出がない場合、お客様のお取引を制限または停止する場合があります。</u> <u>11. 第 8 項、第 9 項、第 10 項</u> によって生じた損害については、当社はその責を負わないものとします。 (省略)	<u>(新設)</u> <u>10. 第 8 項、第 9 項</u> によって生じた損害については、当社はその責を負わないものとします。 (省略)

新	旧
(解約事由) 第 19 条 (省略)  ④お客様が非居住者になったとき。 <u>ただし、第 19 条の 2 に規定する場合を除きます。</u> ⑤ <u>第 10 条の 2 の規程に基づき届出のあった在留期間を更新しないこととなった場合、在留期間が満了した場合もしくは当社所定の届出を拒否されたとき</u> ⑥ <u>お客様が当社の業務に関して、差別的な言動、名誉を毀損する言動、侮辱的な言動、人格を否定する言動、威圧的言動、性的な言動、拘束的言動、その他、当社の業務に従事する者の就業環境を害するおそれのある著しい迷惑行為を行ったとき</u>	(解約事由) 第 19 条 (省略)  ④お客様が非居住者になったとき <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>  <u>(新設)</u>
(非居住者となる場合)  <u>第 19 条の 2 お客様が本邦の居住者でなくなる場合は、遅滞なく当社にお届出いただき、当社のお取引口座解約手続きを行っていただきます。ただしお客様が、当社が別に定めるお取扱いについてご同意のうえ、当社所定の手続きを行い、当社がこれを承諾した場合には、その定めの範囲でお取扱いを継続することができます。</u>	
(省略)	(省略)
以上 2025 年 <u>10 月</u>	以上 2025 年 <u>4 月</u>

新	旧	下線部分改定
(システムの障害) 第 22 条 お客様は、システム障害によって本サービスが利用できないときは、障害注文専用電話によりご利用いただくものとします。 <u>ただし、障害注文専用電話により受付可能なご注文または出金の内容もしくは方法を制限させていただく場合があります。</u>	(システムの障害) 第 22 条 お客様は、システム障害によって本サービスが利用できないときは、障害注文専用電話によりご利用いただくものとします。 なお、システム障害とは、当社のシステムの不具合に起因して、お客様がインターネットを通じ注文が出来ない状態をいいます。取引所等の障害や、お客様のパソコン、通信回線の不具合等が原因の場合は、当社の「システム障害」に含まれません。	

新	旧
<p>なお、システム障害とは、当社のシステムの不具合に起因して、お客様がインターネットを通して注文が出来ない状態をいいます。取引所等の障害や、お客様のパソコン、通信回線の不具合等が原因の場合は、当社の「システム障害」に含まれません。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>2025年10月</u></p>	<p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>2020年10月</u></p>

外国証券取引口座約款\_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>2.申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(配当等の処理)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>8.配当金等の支払手続において、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>2.申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」といいます。）、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場（店頭市場を含みます。以下同じ。）に取次ぐ取引（以下「外国取引」といいます。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」といいます。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」といいます。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。</p> <p>(省略)</p> <p>(配当等の処理)</p> <p>第7条 (省略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>した日から 5 年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び当社はその支払義務を免れるものとします。</u></p> <p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第 8 条 (省略)</p> <p>①新株予約権<u>等</u>が付与される場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取扱います。</p> <p>(省略)</p> <p>⑤第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金については、前条第 1 項第 2 号イ並びに同条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定に準じて処理<u>するものとし、同条第 8 項の規定はその支払いについて準用</u>します。</p> <p>(省略)</p> <p>(注文の執行及び処理)</p> <p>第 13 条 (省略)</p> <p>⑤当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時等交付書面<u>等</u>を送付します。</p> <p>(省略)</p> <p>(外国証券に関する権利の処理)</p> <p>第 17 条 (省略)</p> <p>③株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当たられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における<u>売買単位</u>未満の株式は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。</p> <p>(省略)</p>	
	<p>(新株予約権等その他の権利の処理)</p> <p>第 8 条 (省略)</p> <p>①新株予約権が付与される場合は、次のイ又はロに定める区分に従い、当該イ又はロに定めるところにより、取扱います。</p> <p>(省略)</p> <p>⑤第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金については、前条第 1 項第 2 号イ並びに同条第 2 項から第 5 項まで及び第 7 項の規定に準じて処理します。</p> <p>(省略)</p> <p>(注文の執行及び処理)</p> <p>第 13 条 (省略)</p> <p>⑤当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時等交付書面を送付します。</p> <p>(省略)</p> <p>(外国証券に関する権利の処理)</p> <p>第 17 条 (省略)</p> <p>③株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当たられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における<u>1 株</u>未満の株式は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を第 1 号の規定に準じて処理します。</p> <p>(省略)</p>

新	旧
(金銭の授受) 第 22 条（省略） 2.前項の換算日は、売買代金については約定日、第 17 条 <u>第 1 項</u> 第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。 (省略)	(金銭の授受) 第 22 条（省略） 2.前項の換算日は、売買代金については約定日、第 17 条第 1 号から第 4 号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。 (省略)
(共通番号の届出) 第 24 条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>16</u> 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。 (省略)	(共通番号の届出) 第 24 条 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号又は同条第 <u>15</u> 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。 (省略)
(個人データの第三者提供に関する同意) 第 33 条（省略） 以上 <u>2025 年 10 月</u>	(個人データ <u>等</u> の第三者提供に関する同意) 第 33 条（省略） 以上 <u>2023 年 7 月</u>
<u>付則（令和 7 年 10 月 1 日）</u> <u>改正後の第 7 条第 8 項（第 8 条第 5 号において準用する場合を含む。）の規定は、令和 12 年 10 月 1 日より施行し、この改正規定施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等（同号において準用する場合にあっては、同条第 1 号イ、第 2 号及び第 3 号により売却処分した代金）についても適用する。</u>	<u>(新設)</u>

## 株式等振替決済口座管理約款\_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
<p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第<u>16項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>（省略）</p> <p>（当社への届出事項）</p> <p>第5条（省略）</p> <p>2.お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「<b>在留カード</b>」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">2025年<u>10月</u></p>	<p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第<u>15項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>（省略）</p> <p>（当社への届出事項）</p> <p>第5条（省略）</p> <p>2.お客様が、法律により株式等に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等（以下「外国人等」といいます。）である場合には、前項の申込書を提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、「<u>外国人登録証明書</u>」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>（省略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">2025年<u>4月</u></p>

## 保護預り約款\_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
<p>(共通番号の届出)</p> <p>第6条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第<u>16項</u>に</p>	<p>(共通番号の届出)</p> <p>第6条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第<u>15項</u>に</p>

新	旧
規定する法人番号。以下同じ。) の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	に規定する法人番号。以下同じ。) の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
(当社への届出事項)	(当社への届出事項)
第6条の2（省略）	第6条の2（省略）
2.お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第23条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、 <u>「在留カード」</u> 等の書類をご提出願うことがあります。	2.お客様が、法律により株券、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券及び投資証券（以下第23条を除き「株券等」といいます。）に係る名義書換の制限が行われている場合の外国人、外国法人等である場合には、前項の申込書を当社に提出していただく際、その旨をお届出いただきます。この場合、 <u>外国人登録証明書</u> 等の書類をご提出願うことがあります。
(省略)	(省略)
以上 2025年 <u>10月</u>	以上 2025年 <u>4月</u>

投資信託受益権振替決済口座管理約款\_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
(共通番号の届出)	(共通番号の届出)
第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第 <u>16項</u> に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第 <u>15項</u> に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
(省略)	(省略)
以上	以上

新	旧
2025 年 <u>10月</u>	2025 年 <u>4月</u>

### 振替決済口座管理約款\_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
<p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第<u>16項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">2025 年 <u>10月</u></p>	<p>(共通番号の届出)</p> <p>第3条の2 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第<u>15項</u>に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">2025 年 <u>4月</u></p>

### 内部者登録制度について\_新旧対照表

下線部分改定

新	旧
<p>「内部者登録制度」とは</p> <p><u>お客様が上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う場合、インサイダー取引を未然に防止する観点から、「上場会社等の役員等」であるかどうかを口座開設時に記載・登録していただく制度で、日本証券業協会の自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理に関する規則」により規定されています。</u>また、お客様（すでに当社において口座開設されているお客様を含みます。）が「上場会社等の役員等」であるかどうかに関する変更があった場合、また、内部者情報を知り得る立場となった場合にも、金融商品取引業者に対し、遅滞なくお届け出いただく必要があります。</p>	<p>「内部者登録制度」とは</p> <p>日本証券業協会の自主規制規則「協会員の投資勧誘、顧客管理に関する規則」により、お客様が初めて上場会社の株式や社債等及び上場投資法人のお取引を行う場合、金融商品取引業者等で口座開設時に申込書等により、お客様が上場会社（発行会社）及び上場投資法人等（資産運用会社・特定関係法人も含む）の役員等の場合、当該上場会社等の特定有価証券に係るインサイダー取引に該当しないよう口座開設時に「上場会社・上場投資法人等（以下上場会社等）の役員等」であるかどうかを記載・登録していただく制度です。また、お客様（すでに当社において口座開設されているお客様を含みま</p>

新	旧
<p>「上場会社等の役員等」とは お届けいただくことになる「上場会社等の役員等」は下記の通りとなります。 (省略)</p> <p>⑥上場会社等又は上場投資法人等<u>の</u>資産運用会社の使用人その他<u>の</u>従業者のうち重 要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）</p> <p>⑦上場会社等<u>の</u>親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他の 従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>2025 年 10 月</u></p>	<p>す。）が「上場会社等の役員等」であるかどうかに関する変更があった場合、また、内部者 情報を知り得る立場となった場合にも、金融商品取引業者に対し、遅滞なくお届け出いた だく必要があります。</p> <p>「上場会社等の役員等」とは お届けいただくことになる「上場会社等の役員等」は下記の通りとなります。 (省略)</p> <p>⑥上場会社等又は上場投資法人等資産運用会社の使用人その他従業者のうち重要事 実を知り得る可能性の高い部署に所属する者（前号を除く。）</p> <p>⑦上場会社等又は親会社若しくは主な子会社又は主な特定関係法人の使用人その他 の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある者 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>2014 年 4 月</u></p>